



一般財団法人 日本医学物理士会 共催，協賛，後援等に関する細則

2015年7月15日

(目的)

第1条 この細則は，一般財団法人日本医学物理士会（以下「本会」という．）の会員へ裨益する，他学会・団体の開催する研究会・セミナー等の共催，協賛，後援等に関して必要な事項を定める．

(共催)

- 第2条 理事長は，理事会の決議を経て，他学会・団体の開催する研究会・セミナー等を本会の共催とすることが出来る．
- 2 理事長は，本会の共催する研究会・セミナー等の開催経費の一部を，理事会の決議を経て本会から支出することが出来る．
 - 3 前項により開催経費の一部を支出した場合，研究会・セミナー等の終了後，理事長は理事会に対して会計報告を行わなければならない．
 - 4 共催によって会員の旅費が発生した場合は，「内国旅行旅費支給に関する細則」による旅費を支給することが出来る．

(協賛，後援等)

- 第3条 理事長は，理事会の決議を経て，他学会・団体の開催する研究会・セミナー等を本会の協賛，後援等とすることが出来る．
- 2 前項により本会が協賛，後援等を行った場合，研究会・セミナー等の終了後，理事長は理事会に対して事業報告を行わなければならない．
 - 3 本会が協賛，後援等を行う研究会・セミナー等に関して，前条以外の支出が必要な場合には，理事会の決議を経なければならない．

(附則)

第4条 この細則の改廃は，理事会の決議により行われる．